

～個人の確定申告における～

「平成30年版 確定申告の誤りやすい事例集」

【国税通則法編】

(平成31年 1月)

○本事例集は、平成31年3月を期限とした個人の確定申告について、国税通則法関連（所得税の納税地を含む）の「誤りやすい事例」について取りまとめています。

○本事例集は、「誤りやすい事例」を載せた後に、正しい解釈・処理方法を提示しています。なお、無用な文字数・ページ数の増加を避けるため、法令等の引用は避け、国税庁等のホームページを指定する場合は、URLのみを指定し、できる限り転載を避けております。

○本事例集の文中、文末引用条文の略称は次のとおりとなります。

(1)法令

通法……………国税通則法
通令……………国税通則法施行令
所法……………所得税法
所令……………所得税法施行令
所規……………所得税法施行規則
法法……………法人税法
耐令……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令
相法……………相続税法
措法……………租税特別措置法
措令……………租税特別措置法施行令
措規……………租税特別措置法施行規則
地方……………地方税法

(2)通達

通基通……………国税通則法基本通達
所基通……………所得税基本通達
措通……………租税特別措置法通達
消基通……………消費税法基本通達

一 確定申告の期限

○誤りやすい事例 1

所得税の還付申告書を提出できる期間は、法定申告期限から起算して5年間であるから、平成X年分の還付申告書を提出できる最終日は、法定申告期限（翌年3月15日）から5年後の3月15日であるとした。

▼ポイント

還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して5年間である（通法74①）が、その最終日は次のとおりになります。

平成23年度の所得税法の改正により、所得税の確定申告書の提出期間（その年の翌年2月16日から3月15日まで）について、申告義務のある者の還付申告書の提出期間は、その年の翌年1月1日から3月15日までとされた（所法120⑥）ことから、還付請求できる日は申告義務の有無に関係なく、翌年の1月1日に統一されました。

したがって、提出できる最初の日は翌年1月1日であることから、最終日は、その5年後の応答日の前日（12月31日）となります。

以上から、平成31年以降（平成31年12月31日まで）に提出できるもっとも古い年分は、平成26年分の還付申告書になり、平成25年分以前の還付申告書を提出することはできません。

（注）

①申告書を提出できる期間は、応答日の前日に期間が満了となります（起算日が日によって定められていないため、午前零時から起算されるので初日を算入。）。

②申告「期限」ではないので、満了日が土日祝日であってもその翌日とはなりません（通法10）。

○誤りやすい事例 2

平成 X 年分の消費税及び地方消費税の還付申告書を提出できる最終日は、法定申告期限（翌年 3 月 31 日）から 5 年後の 3 月 31 日であるとした。

▼ポイント

還付申告書を提出できる期間は、申告書を提出できる日から起算して 5 年間となります（通法 74①）。平成 X 年分の消費税及び地方消費税の還付申告書は、翌年 1 月 1 日から提出することができることから、最終日は、その 5 年後の応答日の前日（12 月 31 日）までとなります（消法 45、46）。

○誤りやすい事例 3

還付申告書を提出する場合は、納付すべき税額がないことから、翌年 3 月 15 日までに提出しなくても差し支えないとした。

▼ポイント

還付申告であっても、確定申告書の提出義務がある場合には、翌年 3 月 15 日までに提出しなければなりません。

「確定申告書の提出義務がある場合」とは、所得税法等を適用して計算した場合の所得税額が、配当控除の額と、年末調整に係る住宅借入金等特別控除の額との合計額を超える場合（損失申告書を提出する場合を除く）をいいます（所法 120、措法 41 の 2 の 2 ④二）。

	所法 120 の還付申告書 (申告義務あり)		所法 122 の還付申告書 (申告義務なし)
	期限内申告書	期限後申告書	
	還付請求書申告書 以外の申告書	還付請求書申告書 (通令 26)	
法定申告期限	翌年 3 月 15 日 (所法 120)		法定申告期限なし
申告書を提出できる期限 (平成 23 年分以降)	翌年 1 月 1 日から 5 年間		

(注)

- ①納付すべき税額の有無で申告義務の有無を判定するわけではないので注意が必要です。
- ②所法 121 該当者から還付申告書の提出があった場合は、所法 122 の還付申告書の取扱いと同様の取扱いとなります（所基通 121- 1）。
- ③後日、申告漏れ等が判明し、自主的に修正申告書を提出する場合、期限内に当初申告書が提出されていれば過少申告加算税は賦課されませんが、当初申告書が期限後に提出されている場合には、無申告加算税が賦課される場合があります（後述）。

○誤りやすい事例 4

申告義務のない者が平成 25 年分の還付申告書を、翌年 3 月 15 日前に提出していた場合において、その申告に係る更正の請求は同日から 5 年後の平成 31 年 3 月 15 日までに提出すればよいと考えている。

▼ポイント

申告義務のない者が平成 25 年分の還付申告書を翌年 3 月 15 日前に提出していた場合、その申告に係る更正の除斥期間は、その提出日から 5 年間となります（通法 70①-かっこ書）。よって、更正の請求についても、同日から 5 年以内に行う必要があります（所基通 122-1）。

(例) 平 26. 2. 21 提出 → 平 31. 2. 21 まで

なお、申告義務のある者が法定申告期限内に提出した還付申告書についての更正の請求書は、法定申告期限から 5 年間提出することができます。

(例) 平 26. 2. 21 提出 → 平 31. 3. 15 まで

○誤りやすい事例 5

平成 31 年分からの青色申告承認申請書が平成 31 年 3 月 15 日付の郵便物の通信日付印が表示された封筒（税務署受付 3 月 16 日）により郵送されたが、通則法 2 第 2 条の規定の適用がないため、平成 31 年分からの青色申請が承認されないと考えた。

▼ポイント

「青色申告承認申請書」は、発信主義が適用される「国税庁長官が定める書類」に該当するため、事例の場合は、平成 31 年 3 月 15 日に提出されたものとみなされます（平成 X 年分からの適用があることとなります）。

※ 発信主義の適用範囲を定める告示（平成 18 年国税庁告示第 7 号）は、平成 18 年 4 月 1 日以後の通信日付印が表示された郵便物等について適用されます。

【参考】

国税庁サイト「発信主義の適用範囲を定める告示の制定」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/teishutsujiki/policy.htm>

○誤りやすい事例 6

平成 X 年分の確定申告書を法定申告期限内に郵便で提出したが料金不足で返戻されたため、その直後の 3 月 19 日に、税務署に申告書を提出した。

▼ポイント

返戻された日付印が法定申告期限内であったとしても、当該申告書を期限内に提出されたとみなす規定はないことから、この申告書は期限後申告書となります。

なお、郵便（又は信書便）により提出された場合は、郵便物（又は信書便物）の通信日付印により表示された日（表示がないとき又は表示が不明瞭なときは、通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなされることとなります（通法 22）。

○誤りやすい事例 7

平成 30 年分の確定申告書を提出すべき者が、申告書を提出せずに平成 31 年 1 月 10 日に死亡した場合、確定申告期限は、平成 31 年 3 月 15 日と考えている。

▼ポイント

平成 30、31 年分の確定申告ともに、死亡した日の翌日から 4 か月以内に準確定申告書を提出することになります（所法 124、125）。よって、この場合の提出期限は、平成 31 年 5 月 10 日です。

○誤りやすい事例 8

平成 30 年分の確定申告を提出すべき者が申告書を提出しないまま、平成 31 年 3 月 20 日に死亡した場合において、その相続人が平成 30 年の準確定申告書を、平成 31 年 7 月 9 日（その相続があったことを知った日の翌日から 4 月以内）に提出した。

▼ポイント

確定申告書を提出すべき者が確定申告書を提出せずに法定申告期限後に死亡した場合、その相続人が提出する準確定申告書には所法 124①の適用がないことから、期限後申告となります（通法 18、所基通 124、125-2）。

○誤りやすい事例 9

居住者が年途中で出国した場合、納税管理人を定めていても、出国をする日までに確定申告書を提出しなければならないと考えた。

▼ポイント

所得税法上の「出国」とは、納税管理人を定めずに国内に住所及び居所を有しなくなる場合を指します（所法 2① 四十二）。

したがって、事例の場合は、「出国」に該当せず、納税管理人を通じて通常の確定申告期間（翌年 2 月 16 日～3 月 15 日）に申告を行うこととなります（通法 117、所法 120、126、127）。

なお、「出国後」に納税管理人の届出書を提出したとしても、確定申告書は出国をする日までに提出しなければなりません。

○誤りやすい事例 10

申告義務のない給与所得者の還付申告書について、還付前であれば、取り下げができたと考えた

▼ポイント

確定申告行為は、申告と同時に税額が具体的に確定するものであるから、申告義務の有無にかかわらず、取り下げることはできません。

なお、第3期に納税額がある申告書で、申告義務がない者から提出された申告書については、撤回書により撤回することができます（基通121-2）。